（人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値）

第三条　金属性弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項各号の内閣府令で定める値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。次項第一号イにおいて「ライフル実包発射ライフル銃等」という。）以外の猟銃（次項第一号ロにおいて「散弾銃等」という。）にあつては、三発）とする。

２　令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一　猟銃

イ　ライフル実包発射ライフル銃等　十・五ミリメートル

ロ　散弾銃等　十二番

二　［略］

［３・４　略］

（帳簿）

第八十七条　法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一　実包を製造した場合　製造した実包の種類（ライフル実包以外の実包にあつては、単弾又は散弾の別を含む。以下この項において同じ。）及び数量並びに製造した年月日

［二～五　略］

六　実包を消費した場合　消費した実包の種類及び数量、消費した年月日及び場所並びに消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項

七　［略］

［２・３　略］

（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法）

第九十八条の二　法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一　水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二　弾丸の質量の測定値

（人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値）

第三条　弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

２　［同上］

一　［同上］

イ　ライフル銃　十・五ミリメートル

ロ　ライフル銃以外の猟銃　十二番

二　［同上］

［３・４　同上］

（帳簿）

第八十七条　［同上］

一　実包を製造した場合　製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

［二～五　同上］

六　実包を消費した場合　消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七　［同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］